# 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

本市では、更新対象事業所のサービスと、同一所在地で行う同種のサービス事業所の指定 有効期限が異なる場合、同時に指定更新申請を行い、更新後の指定有効期限を合わせること ができることとしています。

具体的な手続き方法等は、以下のとおりです。

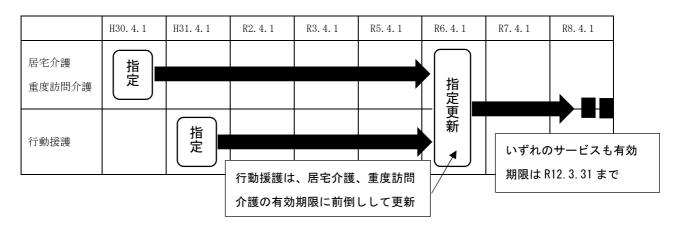
#### 1 指定有効期限を合わせることが可能な対象サービス

- ① 同一所在地で行う訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)
- ② 同一所在地で行う相談支援事業(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)
- ③ 同一所在地で行う多機能型(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のみ)

## 【イメージ】

○居宅介護、重度訪問介護 指定有効期間:平成30年4月1日~令和6年3月31日

○行動援護 指定有効期間:平成31年4月1日~令和7年3月31日



## 2 手続き方法

指定更新申請に必要な書類に加え、「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書」を 提出してください。

## 3 留意事項

この取扱いは、手続き等に係る事務負担の軽減を目的とするものです。 必ずしも申出書を提出する必要はありませんので、指定有効期限を合わせない場合は、 これまでどおりサービスごとに指定更新申請の手続きを行ってください。